

個人賠償責任保険

のお知らせです。



市では認知症の人が日常生活における偶発の事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、負担を軽減する「富田林市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を実施しています。

利用対象者は？

富田林市に住民票がある人で、以下の条件をすべて満たす人

- ①40歳以上の人
- ②富田林市徘徊高齢者SOSネットワーク事業に事前登録している人
- ③在宅生活をしている人（介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している人、病院又は診療所に入所している人は保険加入できません。）
- ④日常生活に支障をきたすような認知症の症状※があり、自身で外出可能な人
※要介護認定調査で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、または認知症の診断がある人



補償内容は？

○個人賠償責任保険：1事故につき上限 **3億円**

○交通事故傷害（ご本人への補償）
死亡：10万円
傷害後遺障害：0.4万～10万円

○傷害見舞い費用（被害者への補償）
死亡見舞：50万円
後遺障害：2万～50万円
入院見舞：1.5万～10万円
通院見舞：1万～5万円



費用は？

無料です

申込み方法は？

申請書に必要事項を記載し高齢介護課へ

Q & A

保険期間はいつまでですか？

富田林市が保険契約者となり、保険料を全額負担します。
保険期間は、市に加入を申請した日の翌日午前0時から翌8月31日までです。
保険期間満了後も事業適用を希望する場合は、加入要件を確認し更新します。
※申請内容に変更（施設入所・転出・転居・死亡）が生じた場合は、変更・廃止届を提出してください。
※施設入所、転出、転居、死亡など加入要件に該当しなくなった場合の保険適用は、**事案が発生した日まで**となります。

補償の内容と具体的な例について教えてください。

・被保険者が日常生活における偶然の事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、保険金額を上限に補償します。
・また、被保険者が交通事故等によるケガにより死亡した場合や、後遺障害が生じた場合、被保険者の行為に起因する偶然の事故で他人にケガをさせた場合（損害賠償責任が生じない場合）についても程度に応じて補償されます。

（例） 誤って線路に入って電車を停めてしまった
自転車で歩行者にケガをさせた
買い物中に商品を壊した



「富田林市徘徊高齢者SOSネットワーク事業」とは何ですか？

高齢者等が行方不明となった際に備えて、警察による捜索の補助的な機能を担い、早期発見できるネットワーク体制を構築しています。
万が一が行方不明になった時に、ネットワーク参加機関（公共機関・交通機関・郵便販売所・介護保険事業所など）に、対象者の特徴などを情報提供し、早期発見につなげます。
速やかに情報提供が行えるように、事前登録をすることができます。

【登録内容】 氏名、連絡先、特徴、写真など

【利用料】 無料

【申込方法】 申請書に必要事項を記入し、高齢介護課まで